

議案第 35 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市計画税条例（昭和33年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第14項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>15から17 略</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>2 <u>別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の日から地域公共交通の</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15から17 略</p>

活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。